

最上川等の機能保全のため一層の適正な管理を求める (河川の管理等に関する行政評価・監視の結果)

総務省山形行政評価事務所 所長 大山 惇一
担 当：評価監視官 小野 武司
TEL：023-632-3113 FAX：023-632-3117

調査実施時期等

【所見表示先】

今回の調査結果に基づき、次のとおり、山形行政評価事務所長から改善意見の通知(所見表示)を行う。

所見表示年月日：平成14年12月18日(水)

所見表示先：国土交通省東北地方整備局山形工事事務所長

〃 〃 新庄工事事務所長

〃 〃 酒田工事事務所長

【実施時期】

平成14年8月～11月

【調査対象】

国土交通省東北地方整備局山形工事事務所、新庄工事事務所、酒田工事事務所が管理する山形県内の一級河川の一部区間(最上川、赤川の2水系11河川)

改善を求めた内容

山形県内の一級河川のうち、国が直轄管理する河川の一部区間の維持管理状況及び占用状況等を調査したところ、以下のとおり、改善を要する点がみられた。

1 河川の維持管理状況

【主な事例】

占用地(畑)に隣接する国有地が掘削されており、不要品のごみ捨て場として使用されているほか、家電製品、瓦、鉄材などが広範囲に不法投棄されているもの(6箇所)

河川敷(国有地)の茂みなどにテレビ、電子レンジなどの家電製品や、ソファ、机などの家財道具などが不法投棄されているもの(3箇所)

河川敷(国有地)に老朽化した廃船や長期間放置されているとみられる廃車が不法投棄されているもの(4箇所)

樋門・樋管・揚水機場などの許可工作物の入口に施錠がされておらず、中には腐食したものもあり、子供などが侵入した場合など危険なもの(6箇所)

堤防の法面上に鉄パイプ製の柵などが架設されていたり、パワーショベルのバケットが放置されているなど、河川の維持管理上、不適切な行為が行われているもの(3箇所)

【改善所見要旨】

河川巡視は、特に問題が多発している箇所について、徒歩による巡視を強化し、一層の問題把握に努め、緊急に措置が必要な場合は、迅速に対応するよう努めること。

不法行為発見には、地域住民と協力し、情報提供を促進するなど、住民等と一体となった河川管理に一層努めること。

2 河川区域の占用状況

【主な事例】

占用許可を受けないまま国有地をゲートボール場としたり、民有地の畑が境界杭を越えて国有地まで耕作しているもの(2箇所)。

工作物新築等許可を受けないまま国有地にブランコ・鉄棒・シーソー各1基を設置したり、工作物新築等許可を受けないまま占用許可地(運動広場)に運動用具入れ小屋を設置しているもの(3箇所)。

国有地に物置とみられるトラック用コンテナ、ゲートボール場の休憩施設としてソファー・焚き木用木材・ロッカー庫を存置しているもの(2箇所)。

占用許可地が許可内容(観光船発着場)どおりに使用されず、廃車やボートが多数放置等されているもの(3箇所)。

占用許可地に占用許可標示板を設置していないもの又は更新許可時に従来の標示板の記載内容を訂正していないもの等(30箇所)。

【改善所見要旨】

現況管理図等と突合しながら徒歩による河川巡視を適宜実施するとともに、この内容を的確に記録して不法占用等の把握及びこれに対する指導徹底に努めること。

各種広報手段の活用等により、河川占用許可制度に関する啓発及び周知徹底を図ること。

(注) 上記項目1～2掲載の「主な事例」の中には、調査結果を受けて各工事事務所が既に改善措置を講じたものもある。

3 河川占用許可事務の実施状況

(1) 「占用期間」の延長

河川管理上支障がなければ許可期間が最長 10 年間となっている占用施設をみると、5 年以下の許可期間としているものが、

「運動場・広場・船着場」87 件のうち 24% (21 件)

「通路」78 件のうち 61% (48 件)

「採草放牧地」39 件のうち 82% (32 件) となっている。

これらの中には地方公共団体・農業協同組合等、継続的な管理が行える占用主体があり、占用期間の延長が可能なものがみられた。

【改善所見要旨】

占有者の意向や占用施設の管理状況を踏まえ、占用施設の許可期間の延長を図ること。

期間延長が可能な案件については、申請受付時に期間延長が可能であることについて申請者に十分に説明すること。

(2) 「適切な更新事務」の推進

占用許可のうち、占用許可開始日と占用許可日の間隔が長期間に及んでいるとみられる 31 件をみると、25% (8 件) は、更新の占用許可申請手続きを占有者が怠っていたもので、中には許可満了後占用を続けたまま 5 年以上の長期間経過してから許可更新手続きをとったものが 2 件みられた。

また、更新申請書類についてみると、申請に不必要な書類を添付しているものや、添付が必要な現況写真が未添付のものがみられた。

【改善所見要旨】

更新許可の長期未手続案件については、工事事務所と出張所がその対処方法を協議し、厳正な対応措置を講じること。

更新申請事務においては添付書類を精査し、提出書類に遺漏がないように努めること。

(3) 「水田及び畑」の解消の推進

河川敷地内の水田は、河川の適正な管理に支障を及ぼす恐れが大きいいため、解消又は採草地への転換を図ることとされ、畑も含めその見直しの機会を増やすため許可期間は 1 年以内とすることが望ましいとされている。

占用許可を受けている 80 件の許可期間をみると、水田及び畑地の耕作が占有者にとって生活の糧となっていることを理由に 3 年間（74%、59 件）、5 年間（10%、8 件）としているものがみられた。また、占用許可にあたって、占有者に対する耕作継続理由等の確認や、それに基づく指導が必ずしも十分でないものがみられた。

【改善所見要旨】

通達、通知に定める水田・畑地の取扱い方針に沿った許可事務を行い、現在の使用実態と今後の見通しを一層勘案した審査を行うこと。

[参考連絡事項]

工事事務所の作成した河川の「浸水想定区域図」に基づき、各市町村では「洪水ハザードマップ」（洪水想定箇所、避難場所等を掲載）を作成することが望まれるが、浸水の恐れのある 35 市町村のうち 27 市町村で現在のところ作成していない状況がみられたので、工事事務所に参考までに連絡した。

調査の目的等

最上川等の河川は、貴重な水資源として県民の共有財産であるが、近年、県民のレジャーやスポーツ需要に対応し、河川敷地に公園や運動広場が整備され、親水空間としても利用されるなど、河川利用の形態が多様化している。

これらの河川の機能を保全し、一層の適正な管理を図る観点から、山形県内の一級河川のうち国が管轄する区間を対象に、その維持管理状況や占用許可事務の実施状況を調査したものである。